

第12回 議会活性化特別委員会次第

平成 25 年 4 月 17 日

1. 協議・報告事項 ※前回の確認について

(1) 議会基本条例について

第 4 章 市長等と市議会

第 10 条（市議会及び議員と市長等との関係）

- ・「市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）及びその補助職員」の表現のしかたを再検討する。
- ・「一問一答」を謳うにあたって、質疑や代表質問を包括から一問一答方式に変更するのかどうか会派で再検討
- ・「反問権」を堂々と謳うか、質問確認権のようなものにするか。
反問権は基本条例のメインと考える。
執行部と議会は平等、反問権を与えるべき。
市民の期待に応えられる議会になるために個々のレベルアップが必要
再検討
- ・「文書質問」について、法での扱いや定義を確認、再検討

第 11 条（政策形成情報の明示）

- ・この内容でいい。
- (5)「財源等」→「財源」 2 項「ものとする。」→「ものとします。」

第 12 条（議決権の拡充）

- ・議決案件の整理をしたい（はずれたもの）
- ・基本条例で定めるか、別に条例で定めるかも含め、再検討

(2) 全員協議会での中間報告について

- ・工程表と第 9 条までの基本条例案を全議員に配布（本日レターケース）

(3) 会議録等の製本部数と配布先等について

- ・ペーパーレス化により会議録や執行部からの計画書や資料等の製本数を減らしたい。
- ・決算書や決算資料など議案審査資料は紙ベースで。
- ・会議録の個人配布はいらない。22日に会派で回答を。

(4) 行政視察について

- ・4/23 防府市、/24 大津市、/25 宝塚市
- ・報告書の様式変更、ホームページで公開、代表者がとりまとめる。

(5) その他

次回予定 5 月 16 日（木）14 時 00 分 13 条～16 条